

令和4年かすみがうら市議会第1回臨時会
市長提出議案集

令和4年8月9日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 10 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	1~2
2.	報告第 11 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	3~4
3.	承認第 6 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈化学消防ポンプ自動車の取得〉 ……………	5~6
4.	議案第 39 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号） ……………	7~15
5.	議案第 40 号	下稻吉中学校屋内運動場新築工事建築工事請負契約の締 結について ……………	16

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月9日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月23日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和3年7月6日（火）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市加茂2321番 付近
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 市が管理する市道7034号線、加茂2321番付近において舗装劣化により発生した穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤを破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 2,550円
相手方 2,550円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月9日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月6日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和4年4月19日（火）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市中志筑2561番2付近
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 市が管理する市道6-0010号線、中志筑2561番2付近において舗装劣化により発生した穴に、相手方が運転する車両の右側前輪が落ち、タイヤが破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 1,650円
相手方 1,650円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第6号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市消防本部に配置する化学消防ポンプ自動車を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

令和4年8月9日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市消防本部に配置する化学消防ポンプ自動車を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和4年7月19日

かすみがうら市長 坪 井 透

化学消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

- | | |
|----------|--|
| 1 件 名 | 令和4年度化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 取得の価格 | 79,039,248円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |

理 由

化学消防ポンプ自動車の取得にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、車両製作のための部品供給等が遅れており、国庫補助金の交付決定後から年度内に事業完了させるには、早急な購入契約の締結が必要なため。

議案第39号

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,006,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債」による。

令和4年8月9日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		389,562	4,827	394,389
	1 繰越金	389,562	4,827	394,389
22 市債		2,421,200	43,100	2,464,300
	1 市債	2,421,200	43,100	2,464,300
歳入合計		19,958,159	47,927	20,006,086

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		2,057,962	47,927	2,105,889
	2 小 学 校 費	537,120	47,927	585,047
歳 出 合 計		19,958,159	47,927	20,006,086

第 2 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧下大津小学校解体事業債	43,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,484,893	0	5,484,893
2 地 方 譲 与 税	229,448	0	229,448
3 利 子 割 交 付 金	2,632	0	2,632
4 配 当 割 交 付 金	19,193	0	19,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,994	0	30,994
6 法 人 事 業 税 交 付 金	75,551	0	75,551
7 地 方 消 費 税 交 付 金	895,493	0	895,493
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	19,600	0	19,600
10 地 方 特 例 交 付 金	33,000	0	33,000
11 地 方 交 付 税	3,850,000	0	3,850,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,233	0	6,233
13 分 担 金 及 び 負 担 金	77,386	0	77,386
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,402	0	49,402
15 国 庫 支 出 金	3,367,889	0	3,367,889
16 県 支 出 金	1,393,764	0	1,393,764
17 財 産 収 入	23,857	0	23,857
18 寄 附 金	41,201	0	41,201
19 繰 入 金	1,038,580	0	1,038,580
20 繰 越 金	389,562	4,827	394,389
21 諸 収 入	382,281	0	382,281

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,421,200	43,100	2,464,300
歳 入 合 計	19,958,159	47,927	20,006,086

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,252	0	143,252				
2 総 務 費	3,415,948	0	3,415,948				
3 民 生 費	6,435,054	0	6,435,054				
4 衛 生 費	2,004,605	0	2,004,605				
5 労 働 費	27,066	0	27,066				
6 農 林 水 産 業 費	712,544	0	712,544				
7 商 工 費	409,532	0	409,532				
8 土 木 費	1,848,636	0	1,848,636				
9 消 防 費	881,005	0	881,005				
10 教 育 費	2,057,962	47,927	2,105,889		43,100		4,827
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,972,553	0	1,972,553				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	19,958,159	47,927	20,006,086		43,100		4,827

2 歳 入

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	389,562	4,827	394,389	1 繰 越 金	4,827	前年度繰越金
計	389,562	4,827	394,389			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

5 教 育 債	367,200	43,100	410,300	3 旧下大津小学校解体事業債	43,100	旧下大津小学校解体事業債
計	2,421,200	43,100	2,464,300			

3 歳 出

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1小 学 校 管 理 費	537,120	47,927	585,047		43,100		4,827	14工 事 請 負 費	47,927	03 小学校施設維持管理事業 0302 旧下大津小学校解体に要する 経費 14 旧下大津小学校解体工事	47,927 47,927 47,927
計	537,120	47,927	585,047		43,100		4,827				

議案第40号

下稲吉中学校屋内運動場新築工事建築工事請負契約の締結について

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和4年8月9日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

- 1 工 事 名 下稲吉中学校屋内運動場新築工事 建築工事
- 2 工 事 場 所 かすみがうら市 下稲吉 地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札による契約
- 4 契 約 金 額 1, 232, 550, 000円
- 5 契 約 の 相 手 方 常総・千代田・千和特定建設工事共同企業体
代表者 茨城県神栖市賀2108番地8
常総開発工業 株式会社
代表取締役 石津 正美
構成員 茨城県かすみがうら市上稲吉1262番地51
有限会社 千代田エンジニアリング
代表取締役 内村 茂男
構成員 茨城県かすみがうら市下佐谷764番地
株式会社 千和
代表取締役 桜井 あや子